平成28年度

第20回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年1月10日(火) 開会13時35分 閉会14時27分

場 所 教育委員室

平成28年度 第20回大分県教育委員会

【議事】

(1)議案

第1号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

(2)報告

「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と 大分県の交流について

海洋科学高等学校の開校に向けた準備状況について 竹田高校剣道部に係る住民訴訟の判決と対応について

(3)協議

平成29年度大分県公立学校小・中学校栄養教諭採用選考試験 について

(4)その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長 委員 委員 委員 委員 欠席委員 なし	工林岩松首高	藤崎田藤橋	利浩哲順照幹	明昭朗子美雄
事務局	教育次長 教育次長 教育次長 教育次長 参事監兼教育財務課長 教育改革・企画課長 教育人事課長 福利課長 義務教育課長 生徒指導推進室長	宮岩木森能藤中米樋	迫武津﨑見本村持口	敏茂博純駿哲均武哲	郎代文次郎弘子彦司
	特別支援教育課長 高校教育課長 社会教育課長 文化課長 人権・同和教育課長 体育保健課長 屋内スポーツ施設建設推進室長 海洋科学高等学校長 教育改革・企画課主幹	後姫	[藤野﨑藤斐上上戸藤		りき樹靖洋治明輔明二

2 傍聴人 7 名

教育改革・企画課主査

石 丸 一 輝

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。 本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度第20回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと 思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。 会議の終了は14時25分を予定しています。 よろしくお願いします。

議事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議 を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び協議の については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び協議の については、非公開といたします。 本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開によ る議事を行います。

【報告】

「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と大分県の 交流について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「『ふくしまから はじめよう。キビタン交流 事業』による福島県と大分県の交流について」能見教育改革・企画課長 から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「『ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業』による福島県と大分県の交流について」報告いたします。

資料1ページをご覧ください。未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、今年3月で6年を迎えます。この6年間、福島県は「ふくしまから はじめよう。」をスローガンに、一歩一歩、復興への歩みを進めてこられました。

その一環として、平成26年度から、子どもたちとご当地キャラクターが県外を訪問し、福島の「魅力」と「今」を発信することで、風評払拭と風化防止に取り組んでおられます。

特に、九州での情報発信を強化するため、26年度は宮崎県、27年度は長崎県と交流を行い、3年目となる本年度は、熊本地震により被災した本県へのエールも込めて、1月16日から18日までの日程で、南相馬市立高平小学校の児童と復興シンボルキャラクター「キビタン」が来県し、別府市立上人小学校の児童と交流します。交流内容は資料に記載のとおりです。未来を担う子どもたちの交流を通して、改めて防災や復興について考え、共に歩んでいく契機としたいと考えます。

なお、2月上旬には、両県の相互交流として、別府市立上人小学校の 児童と大分県応援団"鳥"「めじろん」が福島県を訪問します。 以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある 方はお願いします。

(林職務代理者)

大分県の子どもたちが福島県を訪問した際には、あちらの施設見学なども行うと思いますが、交流内容はどうなっていますか。

(能見教育改革・企画課長)

大分県での交流と同様、高平小学校での学校交流や知事表敬等が行われる予定ですが、詳細は調整中です。

(林職務代理者)

ぜひ、交流を深めてほしいと思います。

(岩崎委員)

上人小学校の児童にとって貴重な経験になると思います。相互交流として、児童2~3名が福島県を訪問するとのことですが、この訪問は大分県単独のものですか。それとも全国から福島に集まるのですか。

(能見教育改革・企画課長)

この事業には福島県実施分と福島県内の市町村・団体実施分の2種類があります。県実施事業は先ほどご説明したとおり、平成26年度が宮崎、27年度が長崎、28年度が大分県との間での個別交流となっています。

(高橋委員)

事業に参加する福島県・大分県の双方の子どもたちが、今回の交流から学んだことなどについて感想文を作成することになると思いますので、ぜひ報告いただきたいと思います。

(能見教育改革・企画課長)

形式は別として、福島県と調整の上、何らかの形でご報告させていた だきます。

(松田委員)

「子ども大使」というのは、もともと県で選ばれた子どもがいるのですか。それとも、この事業のために選ぶのですか。

(能見教育改革・企画課長)

この事業のための大使として、現在、学校に選定をお願いしていると ころです。

(工藤教育長)

ちなみに、南相馬市は海抜ゼロメートルの地域が広がっており、津波で大変な被害を受けました。その復旧のために、大分県から派遣された 農業土木の職員が高平小学校の近くのほ場整備にあたっています。

海洋科学高等学校の開校に向けた準備状況について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「海洋科学高等学校の開校に向けた準備状況に ついて」姫野高校教育課長から報告いたします。

(姫野高校教育課長)

報告第2号「海洋科学高等学校の開校に向けた準備状況について」説明いたします。現在、4月の開校に向けて学校の方で準備を進めているところですが、本日は、目指す学校像や校訓、校章等、学校長から説明させていただきます。

(木戸海洋科学高等学校長)

それでは、資料の1ページをご覧ください。「1.目指す学校像」ですが、県内唯一の水産系高校として、「海」、「水産物」、「船」、「資源管理」、「食」、「環境」をテーマにした教育活動により、基礎・基本の定着とともに、専門的な知識や技術を備えたスペシャリストの育成を行っていきます。また、体験的学習や教育活動の公開を通じ、地域に貢献するとともに、生徒に郷土を愛する心とこれからの海洋関連産業を担っていくことへの誇りを育んでいきます。そのようなことを通して、海洋関連産業や地域産業を中心に、地元に貢献できる人材育成に努めます。設置学科は海洋科の1学科となりますが、2年次より航海、機関、食品の3つのコースに分かれ専門的な学習を行います。航海、機関の2つのコースに関しては専攻科を設け、大型実習船での航海実習により3級海技士の資格取得を目指します。

次に、「2.校訓・校章・校歌・制服について」です。校訓は「熟練・躍動・貢献」です。「熟練」には、専門的な知識を深め自らの技術を磨き、スペシャリストとしての自信と誇りを持って社会を支えるという意味が込められています。「躍動」には、若き情熱と意欲的な行動で、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるという意味が込められており、

「貢献」には、誠実で思いやりのある人間関係を築き、郷土を愛し、地域や人の役に立つという意味が込められています。この3つの校訓のもと、過去の校訓も合わせて水産高校からの歴史を引き継ぎながらも、新しい校訓のもと、日々の教育に努めてまいります。

次に、校章ですが、旧海洋科学高校時代までの校章をモチーフに海洋科学校と本校の加工品のデザイン考案の実績のある鶴崎工業高校の生徒に校章デザインを考えていただきました。52点の作品の中から、鶴崎工業高校の産業デザイン科2年宮崎真鈴さんが制作したデザイン案を採用いたしました。宮崎さんのコメントにもあるように、水産系高校のイメージである水を図案化した星形に、海洋科学Marine Scienceの頭文字「MS」を中央に配置し、シンプルながらも存在感のあるものとなっています。

2ページをご覧ください。校歌は旧海洋科学高校時代の校歌を採用しています。水産高校時代から歌い継がれてきた校歌で、校名部分を海洋科学高としたものです。

最後に制服についてですが、清楚な黒を基調としたブレザーで、胸には先ほどの校章をエンブレムとして付けています。また、スカートは、うっすらとチェックの入ったものとなっています。新たなデザインの制服で、海洋科学高校の魅力を発信していきたいと考えています。また、これまでの専攻科生の制服はスーツでしたが、これを機会にチューニックと呼ばれる制服に変更する予定です。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある 方はお願いします。

(松田委員)

非常にすばらしい校訓だと思いますが、海洋科学高校の目指す学校像には、「海」などをテーマにした教育活動とあります。 3 つめの校訓の「貢献」の説明で、誠実で思いやりのある人間関係を築くということや、郷土を愛し、地域や人の役に立つということは、どこの学校でも出来ることだと思います。海の環境は山や自然の環境ともつながりを持っており、大きく地域または地球全体規模での自然環境への貢献といったことも考えていただくと、他の学校の校訓とは違ったものになるのではないかと思います。

(木戸海洋科学高等学校長)

「貢献」を校訓にしている学校は、全国的にも意外とありません。「貢献」の中に、自然環境への貢献なども広く捉え、的確に発信できるよう、

今後、4月の開校に向けて準備していきたいと思います。

(林職務代理者)

航海コースや機関コースは、大きな船を動かすといったイメージがありますが、養殖業や地元の漁協に就職したいといった生徒は、どのコースにいって学べば良いのでしょうか。

(木戸海洋科学高等学校長)

県内の水産業は沿岸がメインになります。大型実習船に乗らない食品 コースでは、6次産業的に水産物を作るところから、それを加工して流 通・販売までの流れを学習しており、養殖業などへの就職に対応してい ます。

(高橋委員)

この制服は非常に良いと思いますので、生徒が着用する際に着崩すことのないように、着こなしの指導を行っていただきたいと思います。

(木戸海洋科学高等学校長)

はい、わかりました。

竹田高校剣道部に係る住民訴訟の判決と対応について

(工藤教育長)

それでは、報告第3号「竹田高校剣道部に係る住民訴訟の判決と対応 について」井上体育保健課長から報告いたします。

(井上体育保健課長)

報告第3号「竹田高校剣道部に係る住民訴訟の判決と対応について」 報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。「1 当事者」、「2 事件名」については、資料記載のとおりでございます。

次に、「3 事件の概要等(1)本件訴訟の提起」ですが、知事が有する求償権の行使を怠ることは違法であり、元顧問と元副顧問に対し、 県が支払った損害賠償金2,755万6,519円及び遅延損害金の支払を請求せよというものでした。

「(2)裁判所の認定事実」としましては、「君が、稽古中に竹刀を落とした後、竹刀を構える仕草を続ける行動をした。これに対し元顧問は、君の右横腹付近を前蹴りした。その後、君は壁に頭を打ち付けて倒れ、元顧問は倒れた君の頬を平手で叩いた。元顧問らは、扇風機や保冷剤等で体を冷やすとともに水分を飲ませていたが、飲んだ

水分を吐いたので、救急隊を要請した。 君は、病院に搬送されたが、容態が急変し、死亡した。原因は熱射病であった。」と認定されています。

判決の内容は、「(3)」の「主文」にありますとおり、被告は元顧問に対し、100万円及びこれに対する平成25年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うようを請求せよというもので、原告らのその余の請求はいずれも棄却されました。判決理由は、裁判所の認定事実にあるように元顧問のとった行為が、注意義務違反の程度が重大であり重過失と認められるということでした。ただし、部活動はボランタリー的なものであることなどから、保険金を控除した県の実質負担額の200万円の2分の1を限度に、元顧問に求償することができるとされています。

この判決に対し、福岡高等裁判所に控訴しましたが、「6 控訴する主な理由」は次の2点でございます。1点目の「事実認定の問題」ですが、第一審判決では、原告の主張に沿う形で事実認定がなされています。元顧問が意識障害を見落とし、救急車の出動要請をせず、適切な冷却措置を怠ったのみならず、 君の「全身状態を悪化させるような不適切な行為」を行ったため元顧問に重大な過失があると判示していますが、元顧問は身体の冷却措置や救急車の出動要請などの救命措置をとっており、また、 君の全身状態を悪化させるような行為を行ったと認定できるかは疑問が残るところです。

2点目の「今後の部活動への影響」ですが、求償権の要件である重過失が認定され、それが確定した場合は、今後の教職員の部活動への携わり方にも影響があります。元顧問の熱意をもった部活動指導については第一審判決も認定していますが、熱心な指導の結果として個人責任を負わせることについては、学校現場における教職員の部活動への携わり方に対する影響が大きいと考えます。

これらの理由により、上級審の判断を仰ぐ必要があると考えました。 以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある 方はお願いします。

(岩崎委員)

本件の控訴については、年末に教育委員会内で教育委員との間で協議をさせていただきました。また、年明けにもご報告いただいて、控訴する方向性については教育委員全員が確認しておりますので、本日の報告については問題ないと思います。

控訴する主な理由として、事実認定の問題と部活動への影響という2

点が挙げられていますので、この点について意見を申し上げたいと思います。

まず、本件訴訟の一審判決の事実認定の問題ですが、この点については国賠事件で証拠調べされた証言等以外に本件訴訟で新たになされた関係者等の証拠調べの結果等からみて一審裁判所の事実認定を確定してよいのかどうかが慎重に判断されなければならないと考えています。ちなみに、関係者である元顧問は、一審の事実認定について納得していないと聞いております。この点も考慮する必要があります。

なお、認定された具体的な事実に基づいて、国家賠償法に基づく求償 要件である重過失が認められるかどうかが判断されることになります。 この点からも、この事実認定については重要な争点になるものです。

また、本件訴訟は、国家賠償法に基づく損害賠償請求が認められた事案で、公務員個人に求償権の行使をなす事例ですが、これまで、この求償事案についての判決がほとんどないところから、裁判所の判断は事例判決としても大きな影響を与えると考えます。

学校現場では、多くの教職員の方々が部活動に協力してくれており、 部活動において事故が発生した場合に顧問等で協力してくれている教職 員個人が求償されることにより損害賠償義務を負担することになる影響 は非常に大きいものです。このため、求償がどのような場合になされる のかということについては、現場の教職員の方々も大きな関心を寄せて います。本件事案が具体的にどのようなものであったかを確定させるこ と、その認定された事実の下で求償要件を考慮して求償すべきと判断さ れる事案であるかどうかを明らかにすることは、本件事案に関する判決 の影響を考えた場合、私としては、昨年末そして今年の初めにご連絡い ただいた時にも同じ意見を述べたところですけれども、控訴せざるを得 ない事案ではないかと考えています。これが第一点でございます。

第二点は、これに関連して付帯的な事柄も起こっている点に関してです。本件に関連して、不穏当な言動がありますが、本件訴訟とこれに関する控訴等の問題は、本件事案に関する法的判断がどのようになされるかという問題であり、学校現場においても非常に大きな影響が認められる問題です。色々な関係者の方々もおられ、その中には原告のご支援をされる方々もいらっしゃるでしょうけれども、この点は是非、冷静にご理解していただきたいと思います。

県教育委員会としては、この2点をきちんと外部に表明すべきではないかと思います。意見として申し上げます。

(林職務代理者)

この竹田高校の案件の後、部活のあり方が変わってきたと思いますが、 部活中に何かあったときにどう対応するのか、いろいろな取組をされて きていると思いますので、現在、どこまで先生方の意識が変わってきた かについて教えてください。

(井上体育保健課長)

この件を受けてすぐに「部活動安全指導の手引」を作成し、各競技ごとの特性を踏まえた事故防止について周知をしてきました。当然、文書によっても常に注意喚起をしていますし、いろいろな教員の集まりや会議等においても、その都度繰り返し指導をしています。その結果、現場の教員については、特に夏場の水分補給の問題、行き過ぎた指導にならないように休養を十分にとりながら運動部活動を行うという点に関しては、かなり進んできたと考えています。

(林職務代理者)

もっともっと取り組んでほしいと思います。

(松田委員)

何か起きた場合には、素早く対応できているのではないかと思います。 以前にも部活動の指導について細かい冊子を作成しましたし、部活動の 先生方の指導に取り組んでいると思います。

ただ、東京オリンピックやラグビーワールドカップを控えて、大分県 全体でスポーツ熱が高くなっているのではないかと思いますので、部活 動の先生方が注意すべき点を再度認識して部活の指導をやっていけるよ うな指導体制になってほしいと思います。

(高橋委員)

先ほど、手引きを作ったという説明がありましたが、競技ごとに顧問なども含めて、教育現場でメディカルトレーニング講習はなされているのでしょうか。

(井上体育保健課長)

部活動の指導者の研修会で競技を区分しながら、メディカルの講習会も取り入れていますが、学校現場できちんと周知されているかというと、できていないところもあります。

(高橋委員)

緊急対応が素早くできるように、各学校に周知していただきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、 公開でその他、何かございますか。 では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第1号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等に ついて」提案しますので、佐藤文化課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご 意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案 について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【協議】

平成29年度大分県公立小・中学校栄養教諭採用選考試験について

(工藤教育長)

それでは、協議の 「平成29年度大分県公立小・中学校栄養教諭採 用選考試験について」藤本教育人事課長から説明いたします。 (説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえて進めていきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。 ないようですので、これで平成28年度第20回教育委員会会議を閉 会します。

お疲れ様でした。

平成28年度第20回大分県教育委員会会議次第

日時 平成29年1月10日(火) 13:35~14:25

場所 教育委員室

- 1 開 会
- 2 署名委員の指名
- 3 議 題
- (1)議案

第1号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

(2)報告

「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と大分県の 交流について

海洋科学高等学校の開校に向けた準備状況について 竹田高校剣道部に係る住民訴訟の判決と対応について

(3)協議

平成29年度大分県公立小・中学校栄養教諭採用選考試験について

- (4)その他
- 4 閉 会





「ふくしまから」はじめよう。キビタン交流事業」による福島県と大分県の交流について

1 趣旨

東日本大震災から、今年3月で6年を迎えます。

「ふくしまから はじめよう。」をスローガンに、復興への歩みを進める福島県から、子どもたちの代表と復興シンボルキャラクターが来県し、本県の子どもたちと交流します。

この取組は福島県の正確な情報を発信することで、ふくしまの「魅力」と「今」への理解を促進し、風評払拭と風化防止を図ることを目的としています。本県としても、今回の交流を通して、改めて防災や復興について考え、共に歩んでいく契機としたいと考えます。

2 日程

平成29年1月16日(月)~1月18日(水)

3 福島県からの訪問団(ふくしまからはじめよう訪問団)
子ども大使 南相馬市立高平小学校5年生 2名
福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」

(団長)福島県広報課長

(引率)南相馬市立高平小学校校長 他

4 内容

1月16日(月)

14:40~ 大分県知事表敬訪問(県庁本館4階 貴賓室)

16:10~ 別府市長表敬訪問(別府市役所2階 市長応接室)

1月17日(火)

9:30~ 学校交流(別府市立上人小学校)

・防災教育の学習発表

・キャラクターとのダンス交流

・交流給食 等

13:40~ 大分県内の施設等見学・体験活動

大分香りの博物館、湯けむり展望台、別府地獄巡り、地獄蒸し工房

1月18日(水)

9:20~ 大分県内の施設等見学

湯けむり発電システム

(県農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ)

5 相互交流

2月9日(木)~2月11日(土)の日程で、本県児童等が福島県を訪問します。 子ども大使 別府市立上人小学校児童5年生 2~3名

大分県応援団 "鳥"「めじろん」

(団長)県教育庁教育改革・企画課長

(引率)別府市立上人小学校校長 他

「ふくしまから はじめよう。キビタン交流事業」交流校

福島県 南相馬市立高平(たかひら)小学校

《東日本大震災における被災状況》

- ・震度6弱の地震と約10mの津波により、南相馬市内では千棟以上の家屋が全壊、死者636名。高平地区では、高平小学校児童2名を含む23名が犠牲となった。
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故により、南相馬市には避難指示が出され、多くの児 章が県内外へ避難。
- ・平成28年7月、南相馬市に出されていた原発20キロ圏内の避難指示が居住制限区域 と避難指示解除準備区域において解除。高平小学校では震災前の約7割の児童が戻って きているが、放射線への不安が払拭されず、戻れない家庭も少なくない。

《防災教育》

- ・震災後、津波を想定した防災避難訓練を地区と共同で実施。
- ・毎年度、放射線教室を実施し、放射線についての正しい知識を身につけている。

大分県 別府市立上人(しょうにん)小学校

《熊本地震における被災状況》

- ・震度6弱の地震により、別府市では家屋全壊4棟、半壊69棟など、大きな被害が発生。
- ・地震から1か月後に全校児童を対象に心の状態を把握するアンケート調査を実施し、心のケアに継続して取り組んでいる。

《防災教育》

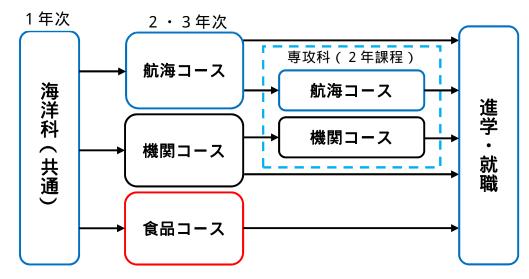
・熊本地震を教訓に、より実践的な防災教育を目指している。通学路を歩いて危険な場所 や避難ができそうな場所を探し、防災マップを作成するなど、防災意識の向上に取り組 んでいる。

海洋科学高等学校の開校に向けた準備状況について

1.目指す学校像

- ・県内唯一の水産系高校として、「海」「水産物」「船」「資源管理」「食」「環境」をテーマにした教育活動により、基礎・基本の定着とともに、専門的な知識や技術を備えた人材(スペシャリスト)の育成を行う。
- ・体験的学習や教育活動の公開を通じ、地域に貢献するとともに、郷土愛と誇りを育む。
- ・海洋関連産業(水産業、造船業、海運業等)や地域産業を中心に、地元に貢献できる人 材を育成する。

設置学科とコース(2年次より、3つのコースに分かれる)



2.校訓・校章・校歌・制服について 校訓

164.00-1		
熟練	専門的な知識を深め自らの技術を磨き、スペシャリストとしての自信と誇り を持って社会を支える。	
躍動	若き情熱と意欲的な行動で、自らの人生を切り拓き、たくましく生きる。	
貢 献	誠実で思いやりのある人間関係を築き、郷土を愛し、地域や人の役に立つ。	

校章



校章デザイン制作者

宮崎麻鈴さん【大分県立鶴崎工業高校 産業デザイン科2年】

デザインのコンセプト(制作者意見)

「水産系の高校ということで、水を図案化した星にしました。 そして中央にある『MS』は Marine Science を表していま す。水産系の高校であるということを強調するために、シン プルに仕上げ、基本的にどんな制服にも合うように落ち着い た色にしました。」

校歌

平成24年3月に閉校した海洋科学高校の当時の校歌を採用

ちんなん みね あさあ

1 鎮南の峯の朝明け

にゅうじまじょうらんまん はる 丹生島 城 爛漫の春

うしお かた まなびや 潮 **の**香立ちくる 学 舎

ごうたんにほう けんじ

剛胆二豊の健児はこぞる

みらい

われに未来あり

かいようかがくこう 海洋科学高

うすきわんかいなんふうり

2 臼杵湾海軟風裡

つ く みじまえんえいかいろ

津久見島 遠 泳 回路

けんしゅう せいそういく

研修の星霜幾とせ

りゅうかんたんれんひ またすず 流 汗 鍛 錬火も亦涼し

ぎじゅつ

われに技術あり

かいようかがくこう

海洋科学高

作詞 鎌田五郎 作曲 池内友次郎

制服

清楚な黒色に、胸には水を図案化した校章が輝き、新しい海洋科学高校の魅力を発信



新たなデザインのブレザー

H29.1.10 教育委員会資料

求償権に係る住民訴訟判決への対応

1 当事者

(1) 控訴人 大分県知事

控訴人補助参加人 元竹田高校剣道部顧問(以下「元顧問」という。)

(2) 被控訴人

(元竹田高校剣道部 君の両親)

2 事件名

求償権行使懈怠違法確認等請求控訴事件

3 事件の概要等

(1) 本件訴訟の提起

被控訴人らが、控訴人が求償権の行使を怠っていると主張して、地方自治法24 2条の2第1項第3号に基づき、知事が有する求償権の行使を怠る事実が違法である ことの確認を求めるとともに、同項第4号に基づき、元顧問及び元副顧問に対し、 連帯して、2755万6519円及び遅延損害金の支払を請求することを求めて、 平成27年12月4日に大分地方裁判所に提訴した。

(2) 裁判所の認定事実(骨子)

平成21年8月22日、県立竹田高校剣道部の主将だった 君(当時2年生・17 歳)が、稽古中に竹刀を落とした後、竹刀を構える仕草を続ける行動をした。こ れに対し元顧問は、君の右横腹付近を前蹴りした。その後、君は壁に額 を打ち付けて倒れ、元顧問は倒れた 君の頬を平手で叩いた。元顧問らは、扇 風機や保冷剤等で体を冷やすとともに水分を飲ませていたが、飲んだ水分を吐い たので、救急隊を要請した。

君は、公立おがた病院(現 豊後大野市民病院)に搬送されたが、容態が急変 し、死亡した。死亡原因は熱射病であった。

(3) 平成28年12月22日大分地方裁判所において、以下のとおり判決が言い渡された。 主文

被告が、元顧問に対して有する求償権100万円及びこれに対する平成25年 5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の請求を怠ることが違法であ ることを確認する。

被告は、元顧問に対し、100万円及びこれに対する平成25年5月2日から支 払済みまで年5分の割合による金量を支払うよう請求せよ。

原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負 担とし、補助参加によって生じた費用は、元顧問の負担とする。

H29.1.10 教育委員会資料

判決理由

元顧問は、 君が竹刀を落とした時点で熱中症と疑わなかったこと、この時点で直ちに練習を中止し、病院に搬送すべきなのにしなかったこと、そればかりか前蹴りや平手打ちといった 君の全身状態を悪化させる行為をとったことから注意義務違反の程度が重大であり重過失が認められる。

元副顧問は、君の死亡について重過失があるとは認められない。

部活動はボランタリー的なものであること、本件事故当日までの指導の姿勢に大きな問題点があったとまでは言えないこと、 君への期待から指導に熱が入ったこと、以上のような諸事情に照らすと、保険金を控除した200万円の2分の1の限度においてのみ、元顧問に求償することができる。

4 控訴

平成29年1月5日(木)に福岡高等裁判所に控訴を行った。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 福岡高等裁判所に控訴する。
- (2) 必要がある場合は上告し、和解する。

6 控訴する主な理由

(1) 事実認定の問題

第一審判決では、原告の主張に沿う形で事実認定がなされている。

・元顧問が意識障害を見落とし、救急車の出動要請をせず、適切な冷却措置を怠ったのみならず、 君の「全身状態を悪化させるような不適切な行為」を行ったため元顧問に重大な過失があると判示しているが、元顧問は身体の冷却措置や救急車の出動要請などの救命措置をとっており、また、 君の全身状態を悪化させるような行為を行ったと認定できるかは疑問である。

(2) 今後の部活動への影響

求償権の要件である重過失が認定され、それが確定した場合は、今後の教職員の部活動への携わり方にも影響がある。

・元顧問の熱意をもった部活動指導については第一審判決も認定しているが、熱心な指導の結果として個人責任を負わせる(求償する)ことについては、学校現場における教職員の部活動への携わり方に対する影響が大きい。

以上の理由により、上級審の判断を仰ぐ必要がある。